

○東京藝術大学芸術情報センター長候補者推薦細則

〔平成16年4月1日〕
制 定

改正 平成17年9月15日 平成22年11月19日
平成25年10月24日 平成26年7月17日
平成28年3月24日

(目的)

第1条 この細則は、東京藝術大学部局長選考規則第12条の規定に基づき、東京藝術大学芸術情報センター長（以下「センター長」という。）候補者の推薦その他必要な事項について定めることを目的とする。

(候補者の推薦)

第2条 美術学部教授会、音楽学部教授会、大学院映像研究科教授会及び大学院国際芸術創造研究科教授会は、学長からの要請に基づき、センター長候補者を選出し、学長に推薦する。

(投票及び推薦手続き)

第3条 センター長候補者の推薦は、投票により行う。

2 投票に関する事項は、当該教授会が別に定める。

(雑則)

第4条 この細則に定めるもののほか、センター長候補者の推薦等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。

2 東京芸術大学芸術情報センター長等の選考に関する内規（平成12年3月23日制定）は、廃止する。

附 則

この細則は、平成17年9月15日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年11月19日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この細則は、平成26年7月17日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。